

## 水道管布設工事における配水管技能者の配置について(改定)

下関市上下水道局が発注する水道管布設工事は、重要なライフライン工事であることから配管工事における技術力確保を明確にするため、管種に応じ必要な資格を持った配水管技能者の配置と雇用については下記のとおりとしますのでお知らせいたします。

1. 配水管技能者の資格及び対象工事は下表のとおりとし、受注者で雇用している者の配置とします。

(1) 水道用ダクタイル鋳鉄管工事

対象工事	必要とする資格
一般配管工事 (K、T形管等の一般継手)	(公社) 日本水道協会 配水管技能者 (一般登録)
耐震管工事 (NS、GX、SⅡ形管等の耐震継手)	(公社) 日本水道協会 配水管技能者 (耐震登録)
大口径管工事 (口径 500 mm以上の耐震継手等 (NS、S、KF、US形管))	(公社) 日本水道協会 配水管技能者 (大口径登録)

注) 配水管布設工事以外の導水管、送水管及び工業用水道管布設工事にも適用されます。

(2) 水道配水用ポリエチレン管工事

対象工事	必要とする資格
水道配水用ポリエチレン管工事 (融着継手)	(公社) 日本水道協会の配水管技能者 (一般登録又は耐震登録) の資格を有し、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の施工技術講習会にて確認試験に合格した者

2. 配水管技能者の雇用

受注者と配水管技能者との雇用関係については、直接的(在籍出向者、派遣社員を除く)であり、また、受注者から入札の申込みのあった日(指名競争の場合は入札執行日、随意契約による場合は見積書の提出日)以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要となります。

なお、下関市上下水道局北部事務所発注の対象工事においては、当分の間、配水管技能者は配置のみの義務付けとし、受注者による直接雇用は問いません。

### 3. 下関市上下水道局配管技能講習修了者の取扱い

平成25年度までの工事を対象に暫定措置として配置を認めていた、水道管修繕契約業者を対象とした配管技能講習の修了者は、平成26年度以降は配水管技能者（耐震登録）として配置ができません。

なお、一般配管工事で配水管技能者として配置を予定する場合は、(公社)日本水道協会の配水管技能者登録（一般登録）が必要となります。

問合せ先：下関市上下水道局上水工務課 (Tel 083-231-3119)